

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

審査資料

(抜粋)

2020年10月27日

九州電力株式会社

補足説明資料 1（運転員及び緊急時対策本部要員の防護に係る内容）

- 1－1：保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針
- 1－2：上流文書（設置許可）から保安規定への記載方針
- 1－3：設計及び工事計画で抽出された運用内容整理
- 1－4：有毒ガス対応に係る保安規定記載の考え方
- 1－5：保安規定審査基準との整理に係る補足説明
- 1－6：有毒ガスに対する重要操作地点の操作要員の防護措置について
- 1－7：有毒ガス発生時の運転員等の防護に係る活動内容
- 1－8：原子炉施設保安規定比較表

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定に係る説明資料

(有毒ガス対応に係る保安規定記載の考え方)

目 次

1. 有毒ガス対応に係る教育訓練の整理について
2. 新たな有毒化学物質及び有毒化学物質の変更の確認プロセス並びに固定源による有毒ガス影響について基準値を下回らせる防護措置の実施
3. 必要な要員の明確化について
4. 必要な資機材の明確化について
5. 防液堤等の明確化について
6. 防液堤等の施設管理について
7. 施行期日について
8. 「有毒ガス発生時の体制の整備に係る規定」と「第5条（保安に関する職務）」の整理について
9. 有毒ガス発生時の体制の整備に係る保安規定の記載について

【凡例】
 ・朱記：主語（行為者）
 ・下線：申請、補正箇所
 ・黄色マーカー：関連する職務内容

8. 「有毒ガス発生時の体制の整備に係る規定」と「第5条（保安に関する職務）」の整理について

【玄海原子力発電所原子炉施設保安規定（補正案）】

<p>第17条の3の2 <u>（有毒ガス発生時の体制の整備）</u></p>	<p>第17条の3の2、17条の6、129条、130条</p> <p><u>防災課長は</u>、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下「有毒ガス発生時」という。）における運転員及び緊急時対策所等での重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部員（以下「<u>緊急時対策本部員</u>」）の体制の整備として、次の各号を含有計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等」に従い策定する。</p> <p>(1) <u>有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部員</u>の防護のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) <u>有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部員</u>の防護のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(3) <u>有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部員</u>の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備</p>	<p>添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準 <u>有素ガス</u> <u>防災課長は</u>、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部員等の防護のために必要な指示を行う緊急時対策本部員等の防護のための活動を行う体制の整備として、次の8.1項から8.4項を含有計画を策定し、所長の承認を得る。</p>	<p>添付2、添付3</p>	<p>第5条（保安に関する職務）</p> <p>(20) <u>防災課長は</u>、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、<u>有毒ガス</u>、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>整理結果</p> <p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p>
<p>第17条の3の2 <u>（有毒ガス発生時の体制の整備）</u></p>	<p>2 <u>各第二課長（技術第二課長及び発電第二課長直課長を除く。）は</u>、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部員等の防護のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>各職位の凡例</p> <p>(20) 防災課長、(27) 技術第二課長、(28) 安全管理第二課長、(29) 発電第二課長、(30) 発電第二課長直課長、(31) 保修第二課長、(32) 土木建築課長、(33) 原子力訓練センター所長 以下、同様</p>	<p>【第1項（補充）】また、<u>各第二課長（技術第二課長及び発電第二課長直課長を除く。）は</u>、計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部員等の防護のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p>	<p>(20) <u>防災課長は</u>、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、<u>有毒ガス</u>、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(36) (27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務は、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含有（(27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。）。</p>	<p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p> <p>防災課長の体制の整備を受け、各第二課長（技術第二課長及び発電第二課長直課長を除く。）の職務の範囲の中で有毒ガス防護に係る業務を行うこととしており、第5条と整合している。</p> <p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p>	

第17条の3の2、17条の6、129条、130条	添付2、添付3	第5条（保安に関する職務）	整理結果
	<p>8.2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 安全管理第二課長は、関係所員に対して、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動に係る教育訓練を定期的に実施する。(注1)</p> <p>注1) 8.2(1)に記載している関係所員には、廃止措置系所員を含む。</p>	<p>(36) (27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む(27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。)</p> <p>(36) (27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む(27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。)</p> <p>(39) (20)及び(22)から(32)に定める課長(以下「各課長」という。)並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長(以下、総称して「各課(室、センター)長」という。)は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。(注2)</p> <p>注2) (39)に記載している非常時の措置については、第9章の非常時の措置を指しており、原子力防災に係る計画や緊急事態における操作手順をあらかじめ定めておくことを定めている。 また、記録及び報告については、第11章の記録及び報告を指しており、記録については、法令等に定められた保安管理上重要な記録を適正に作成・保存すること。 報告については、原子炉施設において、事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合に社長等に報告することを定めている。 以下、同様</p> <p>(36) (27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む(27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。)</p> <p>(39) (20)及び(22)から(32)に定める課長(以下「各課長」という。)並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長(以下、総称して「各課(室、センター)長」という。)は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p>	<p>防災課長の体制の整備を受け、安全管理第二課長の職務の範囲の中で有毒ガス防護に係る業務を行うこととしており、第5条と整合している。</p> <p>防災課長の体制の整備を受け、安全管理第二課長の職務の範囲の中で有毒ガス防護に係る業務を行うこととしており、第5条と整合している。</p> <p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p> <p>防災課長の体制の整備を受け、安全管理第二課長の職務の範囲の中で有毒ガス防護に係る業務を行うこととしており、第5条と整合している。</p> <p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p>
	<p>(2) 安全管理第二課長は、運転員、緊急時対策本部要員、立会人及び終息活動を行う要員に対して、有毒ガス発生時における防護具の着用のための教育訓練を定期的に実施する。</p>		

第17条の3の2、17条の6、129条、130条	添付2、添付3	第5条（保安に関する職務）	整理結果
<p>8.3 資機材の配備</p> <p>(1) <u>防災課長及び安全管理第二課長は、有毒ガス発生時に</u>おける運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための<u>活動を行うために必要な防護具等の資機材を配備する。</u></p>	<p>(20) <u>防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、<u>有毒ガス</u>、<u>重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</u></u></p> <p>(36) <u>(27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む（(27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。）。</u></p>	<p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p> <p>防災課長の体制の整備を受け、安全管理第二課長の職務の範囲の中で有毒ガス防護に係る業務を行うこととしており、第5条と整合している。</p>	
<p>8.4 手順書の整備</p> <p>(1) <u>各第二課長（技術第二課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</u></p> <p>ア <u>有毒ガス防護の確認に関する手順</u></p> <p>(イ) <u>安全管理第二課長、保修第二課長及び土木建築課長は、</u>発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）に対して、(イ)項、(ウ)項及びウ項の実施により、<u>運転員及び緊急時対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。</u></p> <p>(イ) <u>安全管理第二課長は、</u>発電所敷地内並びに中央制御室等から半径10km近傍に新たな有毒化学物質及び有毒化学物質の性状、貯蔵状況等の変更を確認し、固定源の見直しがある場合は、<u>有毒ガスが発生した場合の吸気中の有毒ガス濃度評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。可動源の見直しがある場合は、必要な有毒ガス防護を実施する。</u></p> <p>(ウ) <u>保修第二課長及び土木建築課長は、</u>有毒ガス防護に係る影響評価において、<u>有毒ガス影響を軽減することを期待する防液堤、覆い、中和槽等（以下「防液堤等」という。）について、適切に運用管理を実施する。</u></p>	<p>(20) <u>防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、<u>有毒ガス</u>、<u>重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</u></u></p> <p>(36) <u>(27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む（(27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。）。</u></p>	<p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p> <p>防災課長の体制の整備を受け、各第二課長（技術第二課長及び発電第二課当直課長を除く。）の職務の範囲の中で有毒ガス防護に係る業務を行うこととしており、第5条と整合している。</p>	

第17条の3の2、17条の6、129条、130条	添付2、添付3	第5条（保安に関する職務）	整理結果
	<p>イ 有毒ガス発生時の防護に関する手順</p> <p>(7) <u>防災課長、安全管理第二課長及び発電第二課長は、可動源に対して、立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置及び緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用並びに終息活動等の対策を実施する。</u></p> <p>(1) <u>防災課長及び発電第二課長は、予期せぬ有毒ガスの発生に対して、防護具の着用及び防護具のバックアップ体制整備の対策を実施する。</u></p> <p>ウ 施設管理、点検</p> <p><u>保修第二課長及び土木建築課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防液壁等は、有毒ガス影響を軽減する機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修・取替えを行う。</u></p>		
<p>3 <u>防災課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p>	<p>8.5 定期的な評価</p> <p>(1) <u>各第二課長（技術第二課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、8.1項から8.4項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。</u></p>	<p>(20) <u>防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、<u>有毒ガス</u>、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</u></p> <p>(36) (27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における<u>3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む。</u>（(27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。）。</p>	<p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p> <p>防災課長の体制の整備を受け、各第二課長（技術第二課長及び発電第二課当直課長を除く。）の職務の範囲の中で有毒ガス防護に係る業務を行うこととしており、第5条と整合している。</p>
<p>4 <u>各第二課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある</u>と判断した場合は、<u>所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</u></p>	<p>(2) <u>防災課長は、8.1項から8.4項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、計画の見直し等必要な措置を行う。</u></p> <p>8.6 <u>原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</u></p> <p><u>各第二課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある</u>と判断した場合は、<u>所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</u></p>	<p>(20) <u>防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、<u>有毒ガス</u>、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</u></p> <p>(38) (20)及び(22)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における<u>運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</u></p>	<p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p> <p>第4項の原子炉停止等の措置を協議する旨の規定は、(38)の運転に関する業務として第5条と整合している。</p>

第17条の3の2、17条の6、129条、130条	添付2、添付3	第5条（保安に関する職務）	整理結果
<p>4 防災課長は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動をを行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>6 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に必要な体制の整備を実施する。</p>	<p>添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>(3) 防災課長は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.1.1項及び1.2項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。（注）</p> <p>注）有毒ガスの対応においては、技術第二課長、発電第二課当直課長及び原子力訓練センター所長を除く。</p> <p>(4) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の1.3項及び表1から表19に示す「重大事故等の発生及び拡大の防止に必要な措置の運用手順等」を含む手順を整備し、1.1(1)アの要員にこの手順を遵守させる。</p>	<p>第5条（保安に関する職務）</p> <p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p>	<p>防災課長の体制の整備を受け、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長の職務の範囲の中で重大事故等に係る業務を行うこととしており、第5条と整合している。</p>
<p>第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）</p>		<p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p>	<p>防災課長の体制の整備を受け、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長の職務の範囲の中で重大事故等に係る業務を行うこととしており、第5条と整合している。</p>
		<p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p>	<p>防災課長の体制の整備を受け、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）の職務の範囲の中で重大事故等に係る業務を行うこととしており、第5条と整合している。</p>

第17条の3の2、17条の6、129条、130条	添付2、添付3	第5条（保安に関する職務）	整理結果
<p>5 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備を行う。また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容易性を配慮し、第4項(1)アの役割に応じた内容とする。</p>	<p>1.3 手順書の整備 (1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、重大事故等発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて、重大事故等に的確、かつ、柔軟に対処するための内容を規定文書に定める。 また、重大事故等の対処に関する事項について、使用主体に応じた内容を規定文書に定める。 コ 各第二課長（技術第二課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の要気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順及び体制を規定文書に定める。 (イ) 安全管理第二課長、保修第二課長及び土木建築課長は、発電所敷地内外の固定源に対して、有毒化学物質の確認、防液堤等の運用管理及び防液堤等の施設管理の実施により、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の要気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とする準備を下回るようにする手順及び体制を規定文書に定める。 (ロ) 防災課長、安全管理第二課長及び発電第二課長は、可動源に対して、運転員及び緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう立会人の随行、通信連絡手段による連絡、中央制御室空調装置及び緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用並びに終息活動等の手順を規定文書に定める。 (ハ) 防災課長及び発電第二課長は、予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び緊急時対策本部要員のうち初動対応を行う要員に対して配備した防護具を着用すること並びに防護具のバックアップ体制を整備することにより、事故対策に必要な各種の指示・操作を行うことができるよう手順及び体制を規定文書に定める。 (ニ) 防災課長、安全管理第二課長及び発電第二課長は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員に連絡し、運転員が通信連絡設備により、発電所内の必要な要員に有毒ガスの発生を周知する手順を規定文書に定める。 (ホ) 防災課長は、常設設備と接続する屋外に設けられた可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続を行う地点における重大事故等対策要員が有毒ガス防護のため、1.2(1)項で配備する薬品保護具を着用する手順を規定文書に定める。</p>	<p>(20) 防災課長は、原子炉防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p>	<p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p> <p>防災課長の体制の整備を受け、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）の職務の範囲の中で重大事故等に係る業務を行うこととしており、第5条と整合している。</p>

第17条の3の2、17条の6、129条、130条	7 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)は、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。	添付2、添付3	第5条(保安に関する職務)	整理結果
<p>第129条 (所員への保安教育)</p>	<p>(3) 各第二課(室、センター)長は、具体的な保安教育の内容を定め、これに基づき、(1)の保安教育の実施計画に従い、保安教育を実施する。ただし、各第二課(室、センター)長が、「教育訓練基準」に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。(注)</p> <p>〔注〕有毒ガスの対応に係る保安教育については、安全管理第二課長が行う。</p>	<p>1.4 定期的な評価 (1) 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)及び原子力訓練センター所長は、1.1項から1.3項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。(注)</p> <p>〔注〕有毒ガスの対応においては、技術第二課長、発電第二課当直課長及び原子力訓練センター長を除く。</p>	<p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(39) (20)及び(22)から(32)に定める課長(以下「各課長」という。)並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長(以下、総称して「各課(室、センター)長」という。)は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>以下、各課長のうち、(20)及び(27)から(32)で定める課長という場合は「各第二課長」という。</p> <p>また、各課(室、センター)長のうち、各第二課長並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長を含めた課(室、センター)長をいう場合には、「各第二課(室、センター)長」という。</p>	<p>整理結果 体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p> <p>防災課長の体制の整備を受け、各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)及び原子力訓練センター所長の職務の範囲の中で重大事故等に係る業務を行うこととしており、第5条と整合している。</p> <p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p> <p>所掌業務に基づき実施する保安教育の規定と第5条は、整合している。</p>

第130条 (請負会社従業員への保安教育)	第17条の3の2、17条の6、129条、130条 (5) 各課長(発電第二課当直課長、プラント管理課長及びプラント管理課当直課長を除く。)は、原子炉施設に関する作業のうち、火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害(地震、津波及び竜巻等)及び有毒ガス発生時の措置における業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表129-1の実施方針のうち「左記以外の技術系所員」に準じる保安教育「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害(地震、津波及び竜巻等)及び有毒ガス発生時の措置に関すること」の実施計画を定めていることを確認し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。(注)	添付2、添付3	第5条(保安に関する職務) (39) (20)及び(22)から(32)に定める課長(以下「各課長」という。)並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長(以下、総称して「各課(室、センター)長」という。)は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。 以下、各課長のうち、(20)及び(27)から(32)で定める課長をいう場合は「各第二課長」という。 また、各課(室、センター)長のうち、各第二課長並びに(16)、(19)、(21)及び(33)に定める安全品質保証統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長を含めた課(室、センター)長をいう場合には、「各第二課(室、センター)長」という。	整理結果 所掌業務に基づき実施する保安教育の規定と第5条は、整合している。

(注) 請負会社が行う有毒ガス対応に係る保安教育の実施計画は、安全管理第二課長が確認する。

9. 有毒ガス発生時の体制の整備に係る保安規定の記載について

有毒ガス発生時の体制の整備に係る保安規定を記載するに当たり、設置変更許可申請書の記載内容から保安規定に記載すべき内容を整理※するとともに、既存の他条文である第17条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備）を参考に、本文にて計画の作成等のPDCAを規定することとしている。

※：審査資料「1-2 上流文書（設置許可）から保安規定への記載方針」参照

原子炉施設保安規定	原子炉施設保安規定
<p>（その他自然災害発生時等の体制の整備） 第17条の3</p> <p>防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波及び竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長及び設備管理課長は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>3 防災課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 各第二課長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p> <p>*5 項から8 項は本店における業務を記載しているため省略</p>	<p>（有毒ガス発生時の体制の整備） 第17条の3の2</p> <p>防災課長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合（以下「有毒ガス発生時」という。）における運転員及び緊急時対策所で重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員の防護のための活動※1を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2 各第二課長（技術第二課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員及び緊急時対策本部要員の防護のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>3 防災課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 各第二課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：有毒ガス発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>

第17条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備）については、旧炉規則第83条（火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）等を参照して、保安規定に記載したものである。

<p>旧炉規則第83条（火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）</p> <p>第83条 法第43条の3の2第1項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における発電用原子炉施設（法第43条の3の3第2項の認可を受けたものであって、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しないものを除く、以下この条から第86条までにおいて同じ。）の保全のための活動を（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。 2 火災の発生を消防吏員に確実に通報するために必要な設備を設置すること。 3 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。 4 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。 5 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他資機材を備え付けること。 6 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物を適切に管理すること。 7 前各号に掲げるもののほか、火災発生時における発電用原子炉施設の保全のために必要な体制を整備すること。 8 前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を行うこと。 	<p>保安規定（その他自然災害発生時等の体制の整備）第17条の3</p> <p>防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（地震、津波及び竜巻等）をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部漏水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>＜2は火災発生時のみ要求事項＞</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練 (3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備 2 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長及び設備管理課長は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のために必要な体制及び手順の整備を実施する。 3 防災課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 4 各第二課長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 <p>※1：その他自然災害発生時に行う活動を含む（以下、本条において同じ）。</p>
--	---

以上のことから、第4項の「原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。」旨の規定については、既存の他条文である第17条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備）を参考に、本文での計画の作成等のPDCAを規定するに当たり、許可事項を満足する範囲において、当社が自ら必要な事項として定めた原子炉施設の保安のための措置であり、各課長が、その他自然災害や有毒ガスの影響による原子炉施設の災害を未然に防止するために、原子炉停止を含む対応措置の要否、必要な場合にはその内容について、所長、主任技術者及び関係課長と協議し、決定することを記載したものである。

また、この規定は、従前から自然災害（地震・火災発生時等）に対して、事前に対応しなければならない事項として規定していたものであり、これを明確にするため「保安規定変更に係る基本方針（平成30年9月20日改訂6）」に記載すべき事項（【記載例】）として事業者側が説明（保安規定に記載するものとして約束）したものである。

保安規定に記載するに当たっては、第17条（火災発生時の体制の整備）、第17条の2（内部溢水発生時の措置）、第17条の2（火山影響等発生時の体制の整備）、第17条の3（その他自然災害発生時の体制の整備）に加え、今回変更認可申請した第17条の3の2（有毒ガス発生時の体制の整備）にも記載したものである。

【記載例】

(火災発生時の体制の整備)

第17条 防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、火災防護計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。

- (1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備の設置^{※2}
- (2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置
- (3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練
- (4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備
- (5) 発電所における可燃物の適切な管理

2 各課長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。

3 防災課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。

4 各課長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある^{と判断した場合は、}所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。

※1：消防機関への通報、消火又は延焼の防止、その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災による影響の軽減に係る措置を含む（以下、本条において同じ）。

※2：一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。

補足説明資料 2（運用の明確化について）

- 2-1：「第 17 条の体制の整備に係る規定」と「第 5 条（保安に関する職務）」
の整理について
- 2-2：玄海保安規定第 2 編への反映内容について

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定に係る説明資料
（「第 17 条の体制の整備に係る規定」と「第 5 条（保安に関する職務）」
の整理について）

【凡例】
 ・**朱記**：主語（行為者）
 ・**下線**：申請、補正箇所
 ・**黄色マーカー**：関連する職務内容

「第17条の体制の整備に係る規定」と「第5条（保安に関する職務）」の整理について

【玄海原子力発電所原子炉施設保安規定（補正案）】

第17条 (火災発生時の体制の整備)	第17条から17条の7（本文と添付2,3の主語は整合している）	第5条（保安に関する職務）	整理結果
<p>第17条から17条の7（本文と添付2,3の主語は整合している）</p> <p>防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動²を行う体制の整備として、次の各号を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、火災防護計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備の設置²</p> <p>(2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うための教育訓練</p> <p>(4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>(5) 発電所における可燃物の適切な管理</p>	<p>第17条から17条の7（本文と添付2,3の主語は整合している）</p> <p>防災課長は、火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動²を行う体制の整備として、次の各号を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。また、火災防護計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 中央制御室から消防機関へ通報するための専用回線を使用した通報設備の設置²</p> <p>(2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うための教育訓練</p> <p>(4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>(5) 発電所における可燃物の適切な管理</p> <p>2 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び設備管理課長は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>----- 各職位の凡例 (20) 防災課長、(22) 廃止措置運営課長、(23) 廃止措置安全課長、 (26) 設備管理課長、(27) 技術第二課長、(28) 安全管理第二課長、 (29) 発電第二課長、(30) 発電第二課当直課長、(31) 保修第二課長、 (32) 土木建築課長、(33) 原子力訓練センター所長 以下、同様 -----</p>	<p>第5条（保安に関する職務）</p> <p>(20) 防災課長は、原子炉防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(20) 防災課長は、原子炉防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(35) (22)、(23)及び(26)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時の体制の整備に関する業務を含む。また、(26)に定める職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(36) (27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む。(27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。)</p> <p>(20) 防災課長は、原子炉防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(38) (20)及び(22)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p>	<p>整理結果</p> <p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p> <p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p> <p>防災課長の体制の整備を受け、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び設備管理課長の職務の範囲の中で火災発生時の体制の整備に係る業務を行うこととしており、第5条と整合している。</p> <p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p> <p>第4項の原子炉停止等の措置を協議する旨の規定は、(38)の運転に関する業務として第5条と整合している。</p>
	<p>3 防災課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 各第二課長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>		

第17条の2 (内部溢水発生時の体制の整備)	第17条から17条の7(本文と添付2,3の主旨は整合している) 防災課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合(以下「内部溢水発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。 (1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練 (3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備	第5条(保安に関する職務) (20) 防災課長は、原子炉防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。 (20) 防災課長は、原子炉防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。 (36) (27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む。(27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。)	整理結果 体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。 体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。 防災課長の体制の整備を受け、各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)の職務の範囲の中で内部溢水発生時の体制の整備に係る業務を行うこととしており、第5条と整合している。 体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。 第4項の原子炉停止等の措置を協議する旨の規定は、(38)の運用に関する業務として第5条と整合している。 体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。
第17条の2 (火山影響等発生時の体制の整備)	3 防災課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 4 各第二課長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 防災課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合(以下「火山影響等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。 (1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練 (3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィニッシュ材の配備	(18) 防災課長は、火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備、原子炉防災等に関する業務を行う。 (38) (20)及び(22)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。 (20) 防災課長は、原子炉防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。	体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。 体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。 第4項の原子炉停止等の措置を協議する旨の規定は、(38)の運用に関する業務として第5条と整合している。 体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。

	第17条から17条の7（本文と添付2,3の主語は整合している）	第5条（保安に関する職務）	整理結果
<p>第2条 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(3) (2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>3 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4 防災課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5 各第二課長は、火山影響等発生時において、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>6 原子炉管理部長は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p>	<p>(20) 防災課長は、原子炉防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部漏水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(36) (27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部漏水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む。(27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。)</p> <p>(36) (27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部漏水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む。(27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。)</p> <p>(20) 防災課長は、原子炉防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部漏水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(38) (20)及び(22)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における運転及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p> <p>(6) 原子炉管理部長は、原子炉管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子炉管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(20) 防災課長は、原子炉防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部漏水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p> <p>防災課長の体制の整備を受け、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）の職務の範囲の中で火山影響等発生時の体制の整備を行うこととしており、第5条と整合している。</p> <p>防災課長の体制の整備を受け、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）の職務の範囲の中で火山影響等発生時の体制の整備を行うこととしており、第5条と整合している。</p> <p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p> <p>第4項の原子炉停止等の措置を協議する旨の規定は、(38)の運転に関する業務として第5条と整合している。</p> <p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p> <p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p>	
<p>第3条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備）</p>	<p>防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（地震、津波及び竜巻等）をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部漏水、火山現象、自然災害、有毒ガス対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p>		

第17条から17条の7（本文と添付2,3の主語は整合している）	第5条（保安に関する職務）	整理結果
<p>2 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長及び設備管理課長は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p>	<p>(20) 防災課長は、原子炉防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(35) (22)、(23)及び(26)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時の体制の整備に関する業務を含む。また、(26)に定める職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(36) (27)から(29)、(31)及び(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する業務を含む。(27)に定める職位の職務には、3号炉及び4号炉に係る有毒ガス発生時の体制の整備を除く。)</p>	<p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p> <p>防災課長の体制の整備を受け、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）、廃止措置運営課長、廃止措置安全課長及び設備管理課長の職務の範囲の中でその他自然災害発生時の体制の整備に係る業務を行うこととしており、第5条と整合している。</p>
<p>3 防災課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>(20) 防災課長は、原子炉防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p>
<p>4 各第二課長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると思われる場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>(38) (20)及び(22)から(32)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における延保及び保守、設計及び工事に関する業務を含む。</p>	<p>第4項の原子炉停止等の措置を協議する旨の規定は、(38)の運転に関する業務として第5条と整合している。</p>
<p>5 原子炉管理部部長は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p>	<p>(6) 原子炉管理部部長は、原子炉管理部が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子炉管理部における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p>
<p>6 原子炉建設部長は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。</p>	<p>(7) 原子炉建設部長は、原子炉建設部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子炉建設部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p>
<p>7 原子炉土木建築部長は、地震観測及び影響確認に関する活動を実施する。</p>	<p>(10) 原子炉土木建築部長は、原子炉土木建築部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子炉土木建築部門におけるコンプレックス活動及び安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害及び火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p>

	第17条から17条の7(本文と添付2,3の主語は整合している)	第5条(保安に関する職務)	整理結果
第17条の6 (重大事故等発生時の体制の整備)	<p>8 安全・品質保証部長は、定期的に発電所周辺の航空路の変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p> <p>社長は、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故が発生した場合(以下「重大事故等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に当たって、財産(設備等)保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>2 原子力管理部部長は、添付3「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について、「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に定め、社長の承認を得る。</p> <p>3 原子炉主任技術者は、第2項に定める「発電用原子炉主任技術者の保安監督に関する基準」に従い、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</p> <p>4 防災課長は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する次の事項</p> <p>ア 要員の役割分担及び責任者の配置に関すること</p> <p>イ 3号炉及び4号炉の同時被災における要員の配置に関すること</p> <p>(2) (1)の要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>ア 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p>イ 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足すること及び有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練(以下「成立性の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること</p> <p>ウ 成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得ること</p> <p>エ 成立性の確認訓練の結果を記録し、所長及び原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>オ 重大事故等対処施設の使用の開始前に実施する教育訓練に関すること</p> <p>(3) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置、アクセスルート確保、復旧作業及び支援等の原子炉施設の保全のための活動、並びに必要な資機材の配備に関すること</p>	<p>第5条(保安に関する職務)</p> <p>(5) 安全・品質保証部長は、安全・品質保証部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、安全・品質保証部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係るその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>整理結果</p> <p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p>
	<p>5 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)は、第1項の方針に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。</p> <p>また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処施設を使用する際の材料等の容易性を配慮し、第4項(1)アの役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p>	<p>(20) 防災課長は、原子炉防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p>

第17条から17条の7（本文と添付2,3の主語は整合している）	第5条（保安に関する職務）	整理結果
<p>(2) 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止中における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(5) 発生する有毒ガスからの運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の防護に関すること</p>	<p>(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p>	<p>防災課長の体制の整備を受け、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）の職務の範囲の中で重大事故等発生時の体制の整備に係る業務を行うこととしており、第5条と整合している。</p>
<p>6 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長は、第4項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に必要な体制の整備を実施する。</p>	<p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部漏水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p>
<p>7 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、第4項(1)の要員に第5項の手順を遵守させる。</p>	<p>(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p>	<p>防災課長の体制の整備を受け、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター所長の職務の範囲の中で重大事故等発生時の体制の整備に係る業務を行うこととしており、第5条と整合している。</p>
<p>8 防災課長は、第6項の活動の実施結果を取りまとめ、第4項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部漏水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p>
<p>9 原子力管理部長は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。 (1) 支援に関する活動を行うための役割分担及び責任者の配置に関すること (2) 支援に関する活動を行うための資機材の配置に関すること</p>	<p>(6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p>
<p>10 原子力管理部長は、第9項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p>	<p>(6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p>

第17条の7 (大規模損壊発生時の体制の整備)	第17条から17条の7(本文と添付2,3の主語は整合している) 11 原子力管理部長は、第10項の実施結果を踏まえ、第9項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。	第5条(保安に関する職務) (6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。 (20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。	整理結果 体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。 体制の整備に係る規定と第5条は、整合している
第17条の7 (大規模損壊発生時の体制の整備)	<p>【1】大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関する事項</p> <p>ア 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p>イ 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練(以下「技術的能力の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること</p> <p>ウ イ項の訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること</p> <p>エ イ項の訓練の結果を記録し、所長及び原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>オ 重大事故等対処施設の使用の開始前に実施する教育訓練に関する事項</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資材の配備に関する事項</p>	<p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p> <p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p>
2 各第二課長(土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。)は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号の手順を定める。また、手順書を定めるに当たっては、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。	<p>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する事項</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関する事項</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関する事項</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における使用済燃料ピットの水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関する事項</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関する事項</p>	<p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p> <p>(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p>	<p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p> <p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p>
3 各第二課長(土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。)及び原子力訓練センター所長は、第1項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備を実施する。	<p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>防災課長の体制の整備を受け、各第二課長(土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。)の職務の範囲の中で大規模損壊発生時の体制の整備に係る業務を行うこととしており、第5条と整合している。</p>	<p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p>

第17条から17条の7（本文と添付2,3の主語は整合している）	第5条（保安に関する職務）	整理結果
	<p>(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p>	<p>防災課長の体制の整備を受け、各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）及び原子力訓練センター一所長の職務の範囲の中で大規模損壊発生時の体制の整備に係る業務を行うこととしており、第5条と整合している。</p>
<p>4 各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）は、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p>	<p>(37) (27)から(29)、(31)から(33)に定める各職位の職務には、その職務の範囲における3号炉及び4号炉に係る重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。</p>	<p>防災課長の体制の整備を受け、各第二課長（土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。）の職務の範囲の中で大規模損壊発生時の体制の整備に係る業務を行うこととしており、第5条と整合している。</p>
<p>5 防災課長は、第3項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>(20) 防災課長は、原子力防災及び初期消火活動のための体制の整備等に関する業務を行うとともに、1号炉及び2号炉に係る電源機能喪失時等の体制の整備並びに3号炉及び4号炉に係る火災、内部漏水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p>
<p>6 原子力管理部長は、大規模損壊発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p>	<p>(6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p>
<p>7 原子力管理部長は、第6項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p>	<p>(6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p>
<p>8 原子力管理部長は、第7項の実施内容を踏まえ、第6項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>(6) 原子力管理部長は、原子力管理部門が実施する発電所の保安に関する活動を統括する。また、原子力管理部門における安全文化醸成活動を統括するとともに、3号炉及び4号炉に係る火山影響等、その他自然災害、火山活動のモニタリング等、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を行う。</p>	<p>体制の整備に係る規定と第5条は、整合している。</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定に係る説明資料

(玄海保安規定第 2 編への反映内容について)

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定 第2編への反映内容について

今回、玄海原子力発電所原子炉施設保安規定 第2編 第5条（保安に関する職務）及び第63条（所員への保安教育）については、第1編の変更内容と整合を図るための反映を行っている。

整合を図る具体的な理由については、以下のとおり。

1. 第2編 第5条（保安に関する職務）の変更について

玄海原子力発電所の保安活動（3号炉及び4号炉施設の運転及び1号炉及び2号炉施設の廃止措置）に係る個別業務については、保安管理上重要な事項であり、高度な専門知識を必要とするものや多様な分野に係るものなど、多岐にわたっていることから、第4条（保安に関する組織）に示す発電所組織全体（安全品質保証統括室副室長、当直課長を除く）の多様な視点のもとでその安全性を審議することとしている。

具体的には、第7条（玄海原子力発電所安全運営委員会）に上記の組織にて構成した安全運営委員会を設置し、本委員会にて発電所における原子炉施設の保安運営に関する事項を審議する旨を規定している。

また、第4条に示す発電所組織全体にて行う各保安活動と関連する個別業務を遂行するために必要な各職位の職務内容（共通業務を行う職位を含む）を第5条（保安に関する職務）に規定しており、第1編及び第2編ともに記載の整合を図り共通の内容としている。このため、第2編 第5条を変更する。

2. 第2編 第63条（所員への保安教育）の変更について

新規制基準（平成29.9.5認可）において、第17条（火災発生時の体制の整備）及び第17条の3（その他自然災害発生時等の体制の整備（津波及び竜巻））の3号炉及び4号炉施設への影響を軽減させるための措置として、関係する廃止措置系所員の対応が求められたことから、この教育に当たり、第1編 第129条（所員への保安教育）に係る廃止措置系所員を含めることを規定し、第2編 第63条（所員への保安教育）に第1編 第129条を参照する旨を規定することで、関係する廃止措置系所員が対象であることを明確にした。

今回、有毒ガス防護に係る対応については、同様に係る廃止措置系所員の教育が必要となることから、第1編 第129条及び第2編 第63条を変更する。

以上